

高知県中山間地域等訪問看護師育成講座「訪問看護スタートアップ研修」
修了要件申合せ事項

【全域枠修了要件】

1. 研修科目（138 時間）の 3 分の 2 以上を履修していること。

なお、やむを得ない事情（運営会議で承認を得たものに限る）で欠席した科目のうち、オンラインデマンド受講による補い学習を行い、研修目標、修了目標が達成されていると確認できた場合は履修科目に含むこととする。

2. 研修科目の研修目標が自己評価において達成できていること。

なお、極端に「理解できなかった」科目については、補講または相談等を受けること。

【中山間枠修了要件】

1. 研修科目（138 時間）の 3 分の 2 以上を履修していること。

なお、やむを得ない事情（運営会議で承認を得たものに限る）で欠席した科目のうち、オンラインデマンド受講による補い学習を行い、研修目標、修了目標が達成されていると確認できた場合は履修科目に含むこととする。

2. 研修科目の研修目標、修了目標が自己評価・他者評価において達成できていること。

3. スタンダードコースについては、大学が設定した学内でのふり返り（標準：14 日以上）及び所属先でのふり返りや教員同行訪問（標準：6 日以上）に合わせて 20 日以上出席していること。

4. 新任セカンドコースについては、大学内でのふり返りに月に 1 回、計 3 日以上出席していること。

【新卒枠修了要件】

1. 研修科目（138 時間）の 3 分の 2 以上を履修していること。

なお、やむを得ない事情（運営会議で承認を得たものに限る）で欠席した科目のうち、オンラインデマンド受講による補い学習を行い、研修目標、修了目標が達成されていると確認できた場合は履修科目に含むこととする。

2. 研修科目の研修目標、修了目標が自己評価・他者評価において達成できていること。

3. 大学が設定した学内でのふり返り（標準：30 日以上）及び所属先でのふり返りや教員同行訪問（標準：20 日以上）に合わせて 50 日以上出席していること。

附 則

この申し合わせは、平成 27 年 5 月 25 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 7 日改正）

この申し合わせは、平成 29 年 3 月 7 日から適用する。

附 則（平成30年2月23日改正）

この申し合わせは、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月30日改正）

この申し合わせは、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月19日改正）

この申し合わせは、令和元年7月19日から適用する。

附 則（令和元年9月9日改正）

この申し合わせは、令和元年9月9日から適用する。

附 則（令和5年12月11日改正）

この申し合わせは、令和5年12月11日から適用する。

附 則（令和6年3月11日改正）

この申し合わせは、令和6年3月11日から適用する。

附 則（令和6年5月13日改正）

この申し合わせは、令和6年5月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。